

みんなの教室「たいせつなこと」 会則

(名称及び活動の場)

第1条 本会は、みんなの教室「たいせつなこと」と称し、主な活動の場を徳島県名西郡石井町石井字石井365-1とする。(石井町地域防災交流センター内)

(目的)

第2条 本会は、すべての子どもたちが、安心して過ごすことができる居場所を確保し、子どもたちを地域で見守り育む為の活動(事業)を行うことにより、子どもたちの未来に必要な、大切なことを学んでいく場所を提供することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条に規定する目的を達成するために、次の活動(事業)を行う。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する活動
- (2) 子どもの未来に必要なことを考え、提供する為の活動
- (3) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

(役員構成及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| ① 代表 | 1名 |
| ② 副代表 | 1名 |
| ③ 理事 | 若干名 |
| ④ 会計監査 | 2名 |
| ⑤ 顧問 | 1名 |

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の活動(業務)を計画運営する。
- 4 監査は、本会の経費を管理する。
- 5 顧問は、本会の活動(業務)状況等を監査する。

(運営会議)

第7条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は代表が招集し、その議長となる。

3 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事業に関する実施規定)

第8条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(経費等)

第9条 本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第10条 この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営委員会において別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。